地域密着型通所介護　デイサービス晴春運営規程

第１条（目的）

株式会社飛鳥が開設する地域密着型通所介護事業デイサービス晴春（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき要介護者が自立した生活を送れるよう適正なサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第２条（運営方針）

１　この事業所は、要介護者の心身並びに家庭環境等の特性を踏まえ、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した生活ができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の適正なサービスを提供する。

２　事業の実施に当たっては、担当する介護支援事業者・地域包括センターをはじめ関係市町村・保健・医療・福祉の各種事業所と綿密な連携のもと、適切な総合的サービスの提供に努める。

第３条（事業所の名称等）

この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称　デイサービス晴春　　所在地　松江市東出雲町揖屋１２０８番地９

第４条（実施主体）

この事業の実施主体は、株式会社飛鳥とする。

第５条（職員の職種、員数及び職務内容）

各事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

１　管理者　１名

（１）事業所を代表し、従業者及び業務の管理を一元的に総括する。

（２）その管理する事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所の職務を兼務することができる。

（３）利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえて機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した地域密着通所介護計画書を作成する。

２　生活相談員　１名

（１）地域密着通所介護計画書に基づく介護を提供する。

（２）利用者の心身状況及びその置かれる環境を把握し、利用者に関する相談に応じ適切な助言を行う。

３　看護職員　１名以上

利用者の健康の状況に注意し、心身の状況等の変化を主治医に報告すると共に医師の指示のもと適切な看護を提供する。

４　機能訓練指導員　１名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

５　介護職員　２名以上

地域密着通所介護計画書に基づく介護を提供する。

６　調理員　１名以上

食品衛生に留意し、調理業務に従事する。

第６条（営業日及び営業時間並びに利用定員）

事業所の営業日及び営業時間並びに利用定員は、次のとおりとする。

1. 営業日　　月・火・木・金曜日
(但し 12 月 31 日～1 月 3 日、その他事業所が定めた日を除く。)
2. 営業時間　　午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分
（ｻｰﾋﾞｽ提供時間 9 時 20 分から 16 時 30 分）
3. 利用定員　　10 名（介護予防・日常生活支援総合事業も含む）

第７条（事業の提供方法）

１　事業所は、地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要等サービスの選択に資すると認められる文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。

２　事業所は、正当な理由なく地域密着型通所介護の提供を拒んではならない。

３　事業所は、利用者に対し自ら適切なサービスの提供が困難と認める場合には、担当する居宅介護支援事業者・地域包括支援センターへの連絡、他の事業者の紹介等の必要な措置を講じなければならない。又利用者がサービス計画の変更を希望する場合は、担当する介護支援事業者・地域包括支援センターへの連絡その他必要な援助を行う。

第８条（事業の内容）

１　事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、地域密着通所介護計画書に基づき日常生活に必要な援助を提供すると共に、常にサービスの評価を行い改善を図る。

２　事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、地域密着通所介護計画書の実施状況等の的確な把握に努め、担当する介護支援事業者・地域包括センター並びに

その他保健・医療・福祉サービス提供者と連携を取り、必要に応じて計画を変更し適切な援助を行う。

3　事業所の行う事業は以下の通りとする。

（1）生活指導（相談援助等）

（2）機能訓練（日常動作訓練）

（3）介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）

（4）健康状態の確認

（5）送迎

（6）入浴サービス

第9条（利用料等）

1　地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。

2　法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した地域密着型通所介護の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

3　前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

（1）利用者の要請に基づき、通常の事業の営業時間を超える地域密着型通所介護に要する費用。

（2）食事の提供に要する費用650円

（3）その他地域密着型通所介護の提供に必要な経費であって、利用者の負担が適当と認められる費用。

第10条（事業の実施地域）

事業所の通常の事業実施地域は、松江市とする。

第11条（守秘義務）

事業所に勤務する従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について、守秘義務を負うものとする。なお、その業務を離れた後も同じとする。

第12条（広告及び掲示）

1　事業者が事業所についての広告を行う場合において、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

2　事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示をしなければならない。

3　事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第 13 条（苦情処理）

事業者は、利用者又はその家族等から事業所に対する苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応する。

第 14 条（サービス利用にあたっての留意事項）

サービスの利用にあたって利用者及びその家族は、通所当日の利用者本人の心身の状況を報告し、事業所従業員の指示に従う。

第 15 条（利用者の事業所利用上の注意義務等）

1　利用者は、事業所、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

2　利用者は、事業所設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

3　利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、事業所設備の利用方法等を決定するものとする。

第 16 条（利用者の禁止行為）

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為を禁止する。

1　サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

2　その他決められた以外の物の持ち込み

第 17 条（緊急時及び事故発生時の対応方法）

1　事業者は、地域密着型通所介護の提供に際し利用者の心身の状況を的確に把握すると共に、家族等に対する緊急連絡体制を整備する。

2　事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、担当する介護支援事業者・地域包括センター並びに市町村、利用者の家族等に連絡を取り、必要な措置を講じると共に、賠償すべき事由のものについては、速やかに損害賠償を行う。

3　事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

第 18 条（災害対策）

1　事業者は尊い人命を預っており、災害対策は重要な課題である。災害時には沈着冷

静に行動し、被害を最少限にとどめるよう、防災意識の高揚を図り、安全対策を常日頃から検討し、あらゆる事態を想定した防火及び避難訓練を年１回実施する。

２　災害等非常時における対応は、全社員と全面協力して行う。

３　災害等非常時に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。

４　防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせる。

５　事業所は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第19条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）虐待防止に関する責任者を設置する

第20条（身体拘束等の禁止）

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第21条（業務継続計画の策定等）

１　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計

画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 22 条（記録）

事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

第 23 条（衛生管理等）

1　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2　事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第 24 条（会計）

事業所の会計は、毎年 8 月 1 日にはじまり翌年 7 月 31 日をもって終了する。

第 25 条（その他運営に関する留意事項）

1　事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付則　　この規程は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付則　　この規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

付則　　この規程は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
付則　　この規定は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
付則　　この規定は平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
付則　　この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
付則　　この規程は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。
付則　　この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
付則　　この規定は令和 6 年 9 月 1 日から施行する。